

5. 在園中に利用できる保育サービス

(1)延長保育 ※利用料金がかかります。

①延長保育時間

- 「保育標準時間」区分の方は、11時間を超える時間から対象となります。終了時間は園によって異なります。
- 「保育短時間」区分の方は、8時間を超える時間から対象となります。開始時間、終了時間は園によって異なります。
- 延長保育時間については、各保育園等に確認の上、園と相談してください。

②延長保育料の減免制度について

- **生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合**は、申請により延長保育料を減免する制度があります。
- **減免を受けるには事前に申請手続きが必要です。「延長保育料軽減通知書」を持参し、保育園等で申請してください。**
- 減免の上限額があります。
- 減免の申請は毎年必要です。詳しくは保育園等にお問い合わせください。

	延長保育を18時まで利用する場合	延長保育を18時以降も利用する場合
保育短時間 (8時間)	減免の対象になります	減免の対象になりません (18時以降は通常の延長保育料がかかります)
保育標準時間 (11時間)	—	減免の対象になります

③延長保育料の納入方法

各保育園等に納入してください。

(2)休日保育



- 申請方法、申請書、注意点等については、まちだ子育てサイトをご確認ください。

日曜日や祝日に月曜日から土曜日までの在籍園でのお休みに変えて利用できる制度です。ただし、保育を必要とする理由が平日と同じ場合のみ利用ができます。

休日保育を実施する保育園は、在籍されている保育園とは違い、普段のお子さんの様子などを把握できないため、より慎重にお預かりしています。実施園の利用が初めての場合及び利用予定日から遡って1年以上実施園を利用していない場合は事前面談を受ける必要があります。事前面談を受けていない場合は休日保育を利用できません。

また、定員を超えて申請があった場合は、選考となりますので、ご利用いただけない場合があります。

● 実施概要

実施園	アスク木曽西保育園	たけとんぼ保育園
住 所	町田市木曽西 3-18-2	町田市森野 2-24-15
対 象	町田市民で認可保育園、認定こども園、小規模保育園、家庭的保育者(保育ママ)に在籍していて2・3号認定を受けているお子さん	
対象年齢	クラス年齢1歳～5歳	クラス年齢0歳～5歳 (0歳児は生後 20 週かつ入園月の翌月から利用登録可※)
定 員	10 名 (以下、内訳) ・1～2歳:5名 ・3～5歳:5名	10 名(以下、内訳) ・0～2歳:5名(内0歳は2名まで) ・3～5歳:5名
保育時間	午前7時～午後6時(延長保育は原則実施しておりません)	
給 食	実施(アレルギーのある方は各施設に相談してください)	

※4月に入園する0歳児は原則5月第3日曜日から利用可となります。

※年末年始(12月29日～1月3日)は実施していません。

(3)年末保育 ※利用料金がかかります

● 実施概要

実施園	市立町田保育園	
住 所	町田市原町田6-26-15	
対 象	町田市に住民登録があり、12 月 29 日、30 日に保護者が就労するために保育を必要とする場合(町田市外に在住でも、町田市内の保育園等の在園児は利用できます)	
対象年齢	12 月1日時点で満6か月から就学前までのお子さん	
保育時間	午前 7 時～午後 7 時の間で保護者の方の就労時間(通勤時間含む)	

※ 申請方法等については、まちだ子育てサイトをご確認ください。

※ 問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

(4)病児保育 ※利用料金がかかります

病気にかかっているお子さんを医師の指示に基づき、医療機関に併設された専用施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、事前に施設で利用登録が必要です。また、利用時は併設の医療機関での診察・医師が発行する「診療情報提供書(紹介状)」・「病児・病後児保育事業主治医指示書」のいずれかが必要です。(各書式は、各施設でご用意しています。)

● 実施概要

実施施設	はやしクリニックキッズ・ケアルーム(はやしクリニック併設)	病児保育室おおきな樹(稲垣耳鼻咽喉科医院併設)	南町田病児保育室じんべえ(南町田こどもクリニック併設)
住所	町田市忠生2-29-20	町田市原町田6-22-15	町田市鶴間3-2-3
電話番号	042-793-3722	042-794-7954	042-796-2200
対象	市内または広域連携市在住で生後4か月から小学校3年生までのお子さん	市内または広域連携市在住で1歳から小学校3年生までのお子さん	市内または広域連携市在住で生後6か月から小学校3年生までのお子さん
保育時間	午前8時30分～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)

※利用については各施設へご相談ください。

※「はやしクリニックキッズ・ケアルーム」では病後児もご利用できます。

※問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

(5)病後児保育 ※利用料金がかかります

病気の「回復期」にあり、医療機関による治療の必要はないが、安静の必要があるお子さんを保育園に併設した専用の施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、施設で事前に利用登録が必要です。また、利用時には医師が発行する「病児・病後児保育事業主治医指示書」が必要です。(書式は各施設でご用意しています。)

● 実施概要

実施施設	ききょう保育園 病後児保育室「ひまわり」	小野路保育園第一分園 病後児保育室「つくし組」	高ヶ坂ふたば保育園 病後児保育室「こすもす」	かえで保育園 病後児保育室「れんげ」
住所	町田市鶴川1-16-7	町田市野津田町1084-1	町田市高ヶ坂7-26-6	町田市小山町775
電話番号	042-735-2242	042-708-0231	042-720-8216	042-798-0511
対象	市内在住で、1歳から小学校3年生までのお子さん			
保育時間	午前7時30分～午後6時			
休日	日曜日・祝日・年末年始など(施設にご確認ください)			

※利用については各施設へご相談ください。

● 病児・病後児保育の広域連携施設について

町田市と八王子市、相模原市および川崎市は、病児・病後児保育の相互利用協定を締結しています。町田市民の方も下記の施設の利用ができます。

		実施施設	住 所	電話番号
病児 保育	八王子市	ほりのうちキッズガーデン	八王子市別所2-2-1-102	042-670-2016
		みなみ野こどもクリニック 病児保育室む〜みんルーム	八王子市西片倉3-1-6 第2みなみ野クリニックセンター3階	090-5801-5151
		病児保育室「はる」	八王子市散田町3-8-10 1階	042-663-0111
		ぽかぽか保育園 大和田	八王子市大和田町5-11-8	050-3822-2657
	相模原市	相模原協同病院 病児保育室「みどりっこ」	相模原市緑区橋本台4-3-1	042-713-3745
		北里キッズケアルーム 「ひまわり」	相模原市南区北里1-15-1 北里大学病院東館地下1階	042-778-7815
	川崎市	エンゼル麻生	川崎市麻生区栗木台1-2-5	044-455-5473
		エンゼル中原	川崎市中原区新城3-5-1 新城中島ビル304	044-872-9137
		エンゼル宮前	川崎市宮前区土橋7-25-15	044-789-9117
		エンゼル川崎	川崎市川崎区藤崎1-1-3 富有レジデンス1階	044-201-6937
病後児 保育	八王子市	からまつキッズウイングルーム	八王子市川口町1543	042-654-8157
	相模原市	病後児保育センター 「ぽっかぽか」	相模原市中央区淵野辺3-7-20 藤原ビル1階	042-704-1300
	川崎市	エンゼル幸	川崎市幸区柳町55-3	044-555-6741
		エンゼル高津	川崎市高津区二子5-1-5 すこやか高津保育園併設	044-833-8872
		エンゼル多摩	川崎市多摩区中野島3-15-10	044-922-8724

※利用については、各施設へご相談ください。

※問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468